

# 重要事項調査報告書のご依頼・受付について

マンションの不動産取引に係る重要事項調査依頼（宅地建物取引業法第 35 条第 1 項第 6 号、同法施行規則第 16 条の 2 等）につきまして、当社は下記の通り対応させていただきます。

## ご依頼の流れ

1 当社管理物件のご確認



2 調査依頼書にて  
お申込み



3 お申込み受付



4 発行書類の納品

ご依頼の前に、当該物件が当社管理マンションかどうかを、売却依頼主様等にご確認ください。

こちらから書式を FAX いたしますので、必要事項にご記入いただき弊社までご返送ください。（FAX 番号：045-212-3399）

調査依頼書・振込明細書の写しのご返送をもちまして受付完了です。

報告書・管理規約コピーを 5 営業日以内に作成し、速達郵便にて発送いたします。

## 発行スケジュール

月曜日～金曜日（祝日・年末年始等を除く）15：00 までに振込明細書のコピー・必要書類をご提出いただき、弊社確認が完了した場合、**5 営業日以内**に発行いたします。

調査対象のマンションによってはお時間を頂戴する場合がございますので予めご了承ください。

発行は受付順に行っております。

**発行時間等に関するお問合せやリクエストはお受けできませんので予めご了承ください。**

## 発行資料・発行手数料

重要事項調査報告書 1部 13,200円/戸（税込）

・修繕積立金積立総額（施行規則第 16 条の 2 第 6 号関係）

・管理費・修繕積立金等の月額（施行規則第 16 条の 2 第 6 号、7 号関係）

- ・管理組合の金融機関からの借入額（施行規則第16条の2第5号関係関連）
- ・管理費・修繕積立金等の滞納額（建設省経動発第89号関係）
- ・建築年次・共用部分の内装・外装の修繕の実施状況（建設省経動発第106号・同省住管発第5号関係）

※総会資料（総会議案書・議事録）や長期修繕計画書の添付はございません。売主様から引継ぎをお願いいたします。売主さまがお持ちでない場合の再発行は、売主様ご本人様よりご依頼を承ります。管理組合の取り決め等により、又は作成されていないため発行できない場合もございます。

※区分所有者様につきましても発行手数料を頂戴しております。

※管理組合の事情により重要事項調査報告書を発行できないマンションもございます。

#### **管理規約コピー 1部 4,400円（税込）**

※管理組合の事情により弊社から管理規約を発行できないマンションもございます。

## **お知らせ**

---

2023年10月1日開始のインボイス制度に関しましては、こちらをご覧ください。

[発行手数料に関するインボイス対応について](#)